

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。
別表二百十号の項の次に次のように加える。

二百十八号	延岡市北方町蔵田字小原辰四百二十一番四から同市高野町六十七番四十まで（同市北方町蔵田字小原辰四百二十一番四から同市北方町川水流字新地卯七百三十五番一を経て同市舞野町千四百六十九番十八までを除く。）
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この政令は、平成二十七年四月二十九日から施行する。

理由

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を追加して指定する必要があるからである。